

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時03分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、古武会長よりごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は21名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員21名であり定足数に達しておりますので、これより第6回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に井上委員、白石委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について	議長	日程第1 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回、案件は2件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、申請者が既存住宅敷として転用するための申請です。申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地の一部として利用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、申請者が駐車場(一時転用)として転用するための申請です。 申請人が集会等の政治活動を行うにあたり、駐車場が不足しているため、自宅の隣地である申請地を一時的に駐車場として利用したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1・2の現地確認の報告を、関山委員にお願いいたします。
	関山委員	番号1について、23日に現地確認を行った。 申請地は、事務局説明のとおり、昭和45年以前から宅地の一部として利用されており、今後も宅地の一部として利用されることが確認できました。したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いしたい。
	関山委員	番号2について、23日に現地確認を行った。 申請地は10ha以上の集団農地には該当しない。周辺は住宅が建ち並んでおり、今後も市街化として発展する地域である。近隣には病院、小学校、老人ホームが立ち並び、駅まで徒歩10分ほどの土地である。申請地は農地として利用されていて違反等はない。したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	議長	[質疑なしという声あり] 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
	議長	[異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって議案第11号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は3件でございます。番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて家族3人で生活しておりますが、現在の住まいが手狭であること、また、賃貸住宅の家主から現在の建物を解体したい旨の申出があったため、住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、現在の住まいが子供の成長に伴い、手狭となったため、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、給油所及び道路後退分として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、申請地から市道を挟んで対面の場所にて給油所(ガソリンスタンド)の運営をおこなっておりますが、既存施設の老朽化に伴い、全面リニューアルをすることとなりました。そのため、申請地に新たに給油所(ガソリンスタンド)を建築し、集客力を増加させるとともに、既存の客離れを防ぎたいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。農地の区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1から3の現地確認の報告を、各委員にお願いいたします。
	小島委員	番号1について、19日に現地確認を行った。 申請地は、さいたま栗橋線と篠津柴山から150mほどに位置している。 また、周辺はすでに宅地利用がされており、今後、住宅地として発展の見込まれる地域と判断した。申請地は農地として利用されており違反等も無い。転用理由、付近の状況から問題ないと判断する。皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	小島委員	番号3について、19日に現地確認を行った。申請地は、さいたま栗橋線に隣接している。現在申請地は農地として利用されており、転用内容や付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断した。皆様の審議をお願いします。
	小野田委員	番号2について、18日に現地確認を行った。申請地は、市街化の進んだ住宅地域に位置している。申請地は現在畑として利用されており、上下水道の整備された道路上の隣接地にあり、小学校、児童遊園等が近くにあり、今後も市街化として発展する可能性の高い地域である。申請地は10ha以上の集団農地とは認められない。付近の状況から転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり決定します。
日程第3 議案第13号 白岡市農用地利用集積計画の決定について	議長	日程第3 議案第13号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から内容の説明をいたさせます。
	事務局	議案第18号 白岡市農用地利用集積計画の決定について事務局からご説明いたします。 今回、5月9日(月)から5月20日(金)までの10日間で、受付を実施いたしました。内容につきましては、新規設定件数49件、筆数131筆、面積103,391㎡、再設定件数38件、筆数97筆、面積84,402㎡、合計件数87件、合計筆数228筆、合計面積187,793㎡ となっております。 つきましては、新規設定番号1番から49番、再設定番号1番から38番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 公告につきましては、7月7日を予定しております。なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。事務局からの説明は、以上でございます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。本案につきましては議事参与制限があるため、始めに新規番号26、36、再設定番号1、11から14、17から27、31、35、36、38を除く案件についてご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	岩上委員	新規番号1について、借受人が手不足なように感じられるが、本当にやる気があるのか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	本案件については、貸付人、借受人双方の合意によりなされた申請であり、問題はないと判断している。
	岩上委員	借受人は、耕作目的で借りている土地で手入れがなされていない土地があり、本当にやる気があるのか、などと思われる。質問は以上である。
	議長	他に質問はあるか
	井上委員	この借受人の親の代で、自分も利用権を設定し、貸した経緯があるが、途中から不耕作になってしまった。その際にまったく連絡もなく、農地を復旧されることもなく荒れたままになっている。それでも本当にやれるのか、疑問に思う。
	事務局	利用権の設定は、貸し借りの契約の中でどの程度、何をやるかについてはお互いの中で決められているもので、内容について事務局から言及することはできない。内容についてお願いすることができるのが農業委員の皆様である。
	事務局長	この農地については、かねてより岩上委員より相談していただき、現地に出向き、聞き取りなども行っていたところである。事務局、農業委員ともども困っていたところであったが、今回本人が役所に来庁し職員と話し合い、耕作をやっていくという説明があったため、申請書を受け取ったものである。
	事務局	もし同じようなことが起こるようであれば、合意解約をすすめるか、和解の仲介ということで農業委員を入れ、その場を落ち着かせるというような手立てもある。このような申出があった場合、事務局の立場としては話を聞くしかない部分がある。また、農業委員の皆様の協力をいただきながら、指導と見守りをお願いしたい。
	井上委員	貸借をはじめて何年も経たないうちに荒れ果て、現状に復することが困難な状況になっていて、それでも借りるということで貸していたが、最後は音沙汰もなく、そのまま放置されてしまった現状がある。どのように対処したらいいのか。
	事務局	その貸借は、合意解約の申出をしたのに、そのまま継続することになったということか。
	井上委員	そうではなく、貸し借りの更新時期に継続して借りたいということで貸したものである。それから不耕作となってしまった。その貸し借りが終了する時期から音沙汰もなく、放置されたままとなってしまった。
	事務局	和解の仲介ということで、農業委員を3人設定し、話し合うことで仲裁することができる。お困りということで申し出ただけであれば、場合によっては、そこで話し合いを持つことができるかもしれない。確認させていただき、可能であればそのような場を設け、公式に話し合いをすることができる。一度調べさせていただき、場合によっては案内させていただくがそれでよろしいか。
	井上委員	了解した。
	議長	最終的には地主の責任となる。借り手が少ない状況であり、地主はなんとかして借り手を見つけるしかない。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	井上委員	地主の責任というのはわかるが、利用集積で公が間に入ることで、農業委員会を信用して貸しているのであり、このようなときに地主の責任というのは酷ではないか。
	議長	酷だと思えば酷だが、土地の権利は地主が持っているのであり、きちんと管理ができるよう借り手への申し出は必要である。だめなら解約をするか、期間が終われば貸し借りの契約は切れる。貸したからいいと考えるのではなく、お互いに農地を維持するための努力をしていけばありがたいと考えている。
	江口委員	この借受人が新規に利用集積をするだけの力があるかという点について、私は近所であるためよく見ているが、ないと思われる。梨畑を4反、水稻を4町ほどやられているが、梨については、今年を含めたここ3年の収穫はゼロだろう。水稻でも全体の、4分の1ほどしか作付しておらず、雑草が繁茂している。そういう状況であり、貸し借りを受けつけることについて、事務局から強く言う必要があるのではないか。
	岩上委員	借受人が所有している梨畑はすっかり潰れてしまっていて、見るに堪えないような状況である。あそこから害虫などが発生してしまったら大変である。なんとか相談にのってあげられたら、と思う。話は以上である。
	小野田委員	放置された農地の隣地の所有者が大変迷惑をしている。病気や害虫の発生を招きかねない。適切な行政指導ができれば、それを今度は農業委員のほうもちゃんと周知をして、周りの人に理解していただく、というようなかたちに持っていかれたらと思う。
	議長	事務局からすぐに現状を回復するように、借受人へ申し入れをする必要があると思っている。また、大変だと思うが、地域の農業委員の御協力をおねがいしたい。耕作者に、上手に畑を管理してもらえるようになっていただきたい。
	事務局	本案については、該当の部分のみを利用集積の計画に載せないということが可能である。その場合、該当の部分を除き、利用集積の計画を決定することになる。申請があったため事務局は受け取ったが、最終的には、総会で審議して判断されるものである。そのところを踏まえて、本日の決定事項として審議していただきたい。
	江口委員	今まで借りた土地を管理しきれず、迷惑をかけている現状であり、その中で新たに追加するのは無理であり、この案件については、私は不適切と思われる。
	事務局	例えばの話であるが、本件について今回は認めないようにし、数か月様子を見て次回の利用集積で申請を出していただくような方法も考えられる。その旨を御案内だけさせていただきます。
	小野田委員	これだけの農業委員の反対があるのだし、事務局の言う通り申出を差し戻しにし、このように農業委員会で反対の意見が出ていることを伝えることがいいのではないか。
	議長	貴重な御意見をいただいたので、事務局も十分に検討していただきたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	吉澤委員	借受人が契約だけして耕作しないのであれば、契約してもダメだ。契約していなければ次の借り手をお願いすることもできる。おそらくこの借受人については、体の状況を鑑みても、多分無理だと思う。
	議長	暫時休憩とする。
	議長	議事を再開する
	議長	お諮りします。本案のうち、先ほどの議事参与制限に係る部分及び新規番号1を除く案件については、案の通り白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、議事参与制限に係る部分及び新規番号1を除く案件については、原案の通り決定します。
	議長	続きまして、松沼委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		[松沼委員、一時退室]
	議長	新規番号26についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案のうち、当該新規番号26については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規番号26については、原案のとおり決定します。松沼委員は入室してください。
		[松沼委員、入室]
	議長	続きまして、荒井委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		[荒井委員、一時退室]
	議長	再設定番号31についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案のうち、当該再設定番号31については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号31については、原案のとおり決定します。荒井委員は入室してください。
		[荒井委員、入室]
	議長	続きまして、私に係る審議に入りますので、私の退室中の議事の整理を職務代理者である関山委員に暫時お願いいたします。関山委員よろしくお願ひいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
		<p>[古武委員、一時退室]</p> <p>職務代理 それでは暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。新規番号36、再設定番号1、11から14、17から27、35、36、38についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p> <p>職務代理 異議なしと認めます。</p> <p>職務代理 お諮りします。本案のうち、当該新規番号36及び当該再設定番号1、11から14、17から27、35、36、38については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p> <p>職務代理 異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号36及び当該再設定番号1、11から14、17から27、35、36、38については、原案のとおり決定します。古武委員は入室してください。</p> <p>[古武委員、入室]</p>
午前10時16分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第11号から第13号に係るすべての議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の規定 による転用届出 に対する専決事項 について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項3、農地法第4条の規定による受理の取消について、を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は1件でございます。番号1につきましては、駐車場のための転用です。
協議報告事項2 農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は7件でございます。番号1、4につきましては、分譲住宅のための転用です。番号2につきましては、店舗のための転用です。番号3につきましては、住宅敷拡張のための転用です。番号5から6につきましては、住宅のための転用です。番号7につきましては、倉庫及び駐車場のための転用です。
協議報告事項3 農地法第4条の規 定による受理の取 消について	事務局	協議報告事項3 農地法第4条の規定による受理の取消について でございます。 平成28年5月20日に取消願が提出されたものです。 取消理由及び現地の是正状況につきましては、関山農業委員に説明をお願いします。
	関山委員	一旦農地改良を届出し、その後、長男が帰ってきて住宅を建てたいとのことで、土を埋めたところを戻し、復旧するというので今回この取消がなされたものである。現地を確認したところ、元の農地のとおり戻っており、ほかの違反等も見られなかった。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項4 農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価及び活動計画の報告について	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	協議報告事項4 農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価及び活動計画の報告について を事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項4 農業委員会の適正な事務実施に係る点検・評価及び活動計画の報告についてでございますが、以前3月にお諮りした内容になります。点検・評価については、外部の方の御意見を踏まえ、新たな文言を付け加えたものとして確定させていただきたい。評価の方向性については、以前、皆様にお諮りし、この内容でよいと決定いただきましたので御審議いただくというものではありませんが、新たな意見を追加しましたので、御案内させていただきます。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
協議報告事項5 その他について		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	質疑もないようなので、協議報告事項4その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項5 その他 についてでございますが、 ○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について ・日時 8月29日(月) 午後1時30分～午後4時00分 ・場所 羽生市産業文化ホール 大ホール
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について ・提出がお済みでない方は、総会后に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良現地パトロールについて 7/3の週は岩上委員のグループ、7/10の週は小野田委員のグループ、7/17の週は小竹委員のグループ、7/24の週は大高委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会后などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
午前10時35分 総会終了	事務局	来月総会について でございますが 来月総会は、7月25日(月)午前9時となっております。 6月総会議事録署名委員の井上委員さん、白石委員さんは、来月印鑑を持参してください。 以上で、協議報告事項5その他を終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。